

生産行程管理業務規程

作成日：平成31年 3 月 8 日

更新日：令和 6 年10月18日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒866－0811）^{クマモトケンヤツシロシニシカタマチ}熊本県八代市西片町1525-1

名称（フリガナ）：^{ヤツシロ}八代G Iブランド^{スイシンキョウギカイ}推進協議会

代表者（管理人）の氏名及び役職： 会長 杉谷 武徳

ウェブサイトのアドレス： -

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（晩白柚）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{ヤツシロトクサンバンペイユ}八代特産晩白柚、Yatsushiro Tokusan Banpeiyu

4 明細書の変更

八代G Iブランド推進協議会（以下「協議会」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、該当変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

明細書適合性の確認については、協議会が明細書の生産の方法に記載された生産地、栽培方法、品種、出荷規格及び最終製品の形態の各基準（以下「生産基準」という。）について確認し、検査記録に記録するものとする。また、生産基準が遵守されていないことが疑われる場合には、組合は、臨時に調査を実施し、事実確認を行い、その結果を臨時調査記録にまとめる。

(1)生産地、栽培方法の確認

共同選果場より出荷する場合は、八代地域農業協同組合（以下「組合」という。）が現地確認と生産履歴確認表または果樹生産履歴記帳台帳によって確認を行い、その結果により、生産者において明細書の生産の方法に記載された生産地、栽培方法が遵守されているか否かを確認し検査記録にまとめる。

個別出荷の場合は、八代市及び氷川町の担当者（以下「自治体担当者」とする）及び組合が年1回以上訪問による現地確認と生産履歴確認表の確認を行い、その結果により、生産者において明細書の生産の方法に記載された生産地、栽培方法が遵守されているか否かを確認し検査記録にまとめる。

(2)品種、出荷規格、最終製品の確認

八代特産晩白柚の選果を共同選果場において実施する場合は、組合の職員が品種、出荷規格の遵守状況及び最終製品を確認する。共同選果場以外の場所で選果を実施する場合は、自治体担当者及び組合が出荷記録表と聞き取り調査によって品種、出荷規格の遵守状況及び最終製品を確認する。

上記のほか生産基準が遵守されていないことが疑われる場合には、共同選果場の場合は組合が、共同選果場以外の場所で選果を実施する場合は自治体担当者及び組合が臨時に調査を実施し確認を行う。

6 明細書適合性の指導

(1) 生産基準の確認

協議会は、5の確認の際に生産基準を遵守した生産が行われていないことを確認した場合には、生産者に対し警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにも関わらずこれに従わない場合には、協議会は、当該生産者の生産した晩白柚の「八代特産晩白柚」としての出荷を停止し、または協議会の会員を除名することが出来る。

(2) 講習会の開催による指導

協議会は、年に1回以上、講習会を開催し「八代特産晩白柚」の生産者に対し、明細書の基準の遵守について指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 以下のとおり、協議会は地理的表示等の使用の確認を行う。

- ① 共同選果場より出荷する場合は、協議会が、5（2）の確認の際に、生産基準を遵守し生産された晩白柚についてのみ、地理的表示である「八代特産晩白柚」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。
- ② 共同選果場より出荷しない場合は、自治体担当者及び組合が、出荷期間内に出荷記録表による確認と聞き取り調査を行うとともに、①と同様の確認を行う。

(2) 協議会は（1）の確認の際に以下の晩白柚がないかも確認する

- ① 明細書に記載の各基準のいずれかを満たしていない晩白柚であるにもかかわらず地理的表示である「八代特産晩白柚」及び登録標章が使用されている晩白柚
- ② 地理的表示である「八代特産晩白柚」のみが使用されている晩白柚
- ③ 登録標章のみを使用している晩白柚
- ④ 地理的表示である「八代特産晩白柚」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている晩白柚。

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 協議会は、7の確認の際に、以下①から④までについて認められた時は、地理的表示である「八代特産晩白柚」を使用している者に対し警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにも関わらず、これに従わない場合には、協議会は、当該生産者を除名することができるものとする。

- ① 明細書に記載の各基準のいずれかを満たしていない晩白柚であるにもかかわらず地理的表示である「八代特産晩白柚」及び登録標章が使用されている場合

- ② 地理的表示である「八代特産晩白柚」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみが使用されている場合
- ④ 地理的表示である「八代特産晩白柚」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

(2) 協議会は、6 (2) の際に「八代特産晩白柚」の生産者に対し、適正な地理的表示等の使用の遵守について指導する。

9 実績報告書の作成等

協議会は、4月1日から翌3月31日までを一年度として、年度終了後3か月以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- ① 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- ② 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として以下の資料
協議会が作成した検査記録（地理的表示の使用状況の記録を含む）
- ③ 提出時における最新の明細書
- ④ 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

協議会は、前記9②により作成提出した書類の他、検査記録を作成する基となる書類を、その提出の日から5年間、保存するものとする。

1 1 連絡先

[illegible]

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号: XXXXXXXXXX

電子メールアドレス：